

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市特定非営利活動促進法施行条例第 16 条及び令和 5 年 6 月定例議会に上程した議案第 125 号「静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について」（以下「条例案」という。）に記載のとおり。

3 改正の趣旨

条例案において追加される、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。）第 74 条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「情報通信技術活用法」という。）第 6 条及び第 8 条の規定により行う提出、縦覧、届出及び閲覧に関し必要な事項を規則にて定める。

併せて、縦覧及び閲覧に供するために書面等の提出及び届出の際に添付を求めている副本及び写しについて、添付を不要とするため当該規定（様式を含む）を削除する。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

（1）提出及び届出に係る電子情報処理組織の定義についての規定追加

情報通信技術活用法第 6 条第 1 項に規定する条例で定める電子情報処理組織の定義について「市長の使用に係る電子計算機と提出及び届出をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」とする規定を追加する。

（2）提出及び届出の方法についての規定追加

情報通信技術活用法第 6 条第 1 項の規定により行う電子情報処理組織による提出及び届出は、当該提出及び届出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出及び届出をする者の使用に係る電子計算機（市長が定める技術的基準に適合するものに限る。）から入力して行うものとする規定を追加する。

また、当該提出及び届出を行う者は、当該提出及び届出を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、当該電子計算機から入力し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するものとする規定を追加する。

(3) 提出及び届出を行った者を確認するための措置についての規定追加

情報通信技術活用法第6条第1項の規定により提出及び届出を行う者は、市長の定める方法により当該提出及び届出を行った者を確認するための措置を講じなければならないとする規定を追加する。

(4) 提出及び届出のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合についての規定追加

情報通信技術活用法第6条第6項の規定により行う提出及び届出のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、「提出及び届出をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合」又は「提出及び届出に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合」とする規定を追加する。

(5) 縦覧及び閲覧に供する場合の方法についての規定追加

情報通信技術活用法第8条第1項の規定により行う電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧及び閲覧に供するときは、インターネットを利用する方法若しくは当該縦覧及び閲覧に供することをを行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行うものとする規定を追加する。

(6) 副本及び写しの添付を求める規定の削除

書面等の提出及び届出にあたり副本及び写しの添付を求める規定(様式を含む)を削除する。

(7) その他様式の形式についての変更

定款変更登記完了証明書提出書(様式第11号)中、「設立登記年月日」の記入を求めている箇所を「定款変更登記年月日」とする改正を行う。

5 規則等を施行する時期(予定)

令和5年9月1日